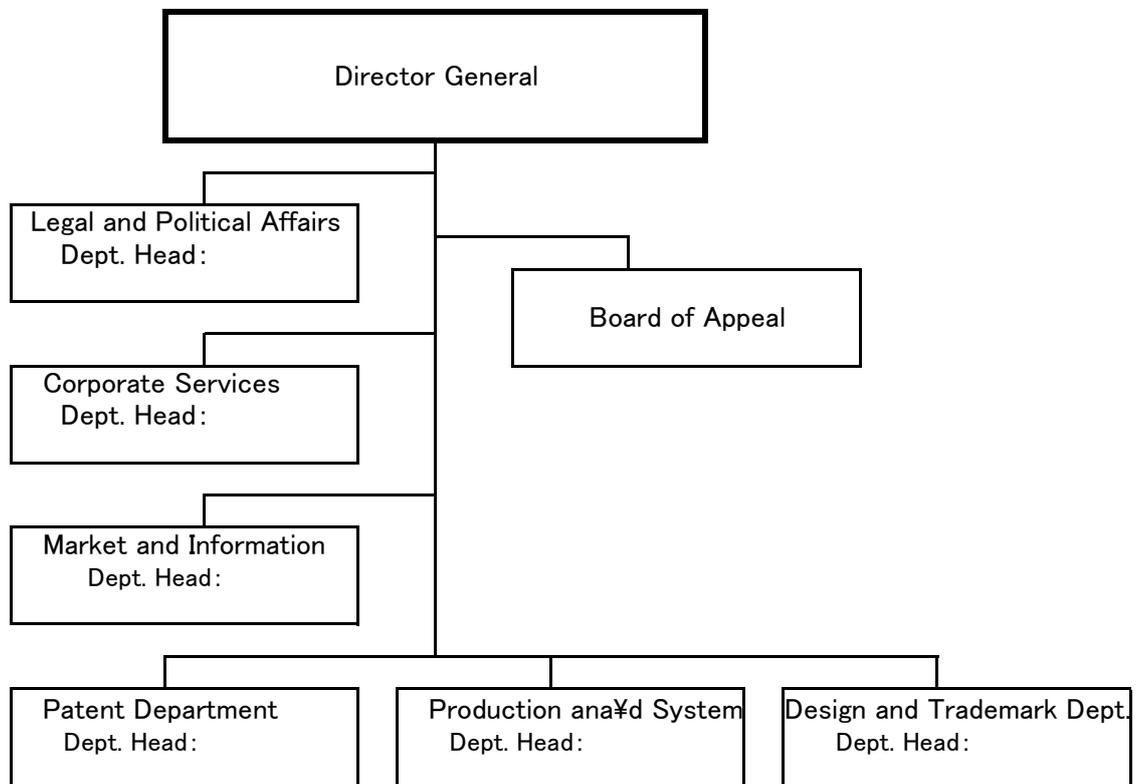


①国名	Norway (NO) (ノルウェー王国)				
②名称	Ministry of Trade and Industry / Norwegian Industrial Property Office (NIPO)				
③所在地	Sandakerveien 64, 0484 Oslo				
④連絡先	(電話)(47) 22 38 73 00		(FAX)(47) 22 38 73 01		
	(E-mail) post@patentstyret.no		(internet) https://www.patentstyret.no/en/		
⑤組織の長	Director General: Mrs. Kathrine Myhre				
⑥沿革	(1) 工業所有権法としては、初めに特許制度が1953年6月26日に制定された。				
	(2) 特許法は、1953年6月26日に制定された。現行の特許法は1967年12月15日に制定され、最近では2007年、2010年、2015年に改正が行われ、2015年の改正法は2015年1月1日から施行されている。				
	(3) 商標法は、1967年3月3日に制定され、最近では2003年、2010年、2013年に改正が行われ、2010年の法は2013年7月1日から施行されている。				
	(4) 意匠法は、1970年5月29日に制定され、最近では2003年、2010年、2013年に改正が行われ、2013年の法は2013年7月1日から施行されている。				
⑦所管	特許権、意匠権、商標権				
⑩加盟条約	WIPO	ベルヌ	ブリュッセル	フィルム登録	マドリッド(原産地表示)
	1974/6/8	1896/4/13			
	ナイロビ(オリンピック)	パリ	PLT	レコード保護	ローマ
		1885/7/1		1978/8/1	1978/7/10
	シンガポール	TLT	ワシントン	WCT(著作権)	WPPT(演奏及びレコード)
	ブタペスト	ヘーグ			
	1986/1/1	ロンドンアクト	ヘーグアクト	ジュネーブアクト	リスボン
				2010/6/17	
	マドリッド(標章)	マドプロ	PCT	ロカルノ	ニース
	1996/3/29	1980/1/1	1971//4/27	1961/7/28	
ストラスブール	ウィーン	WTO			
1975/10/7		1995/1/1			

①国名	Norway (NO) (ノルウェー王国)					
⑪統計データ	出願件数		2019年	2020年	2021年	2022年
	特許	全数	1,539	1,444	1,580	1,410
		(内 外国出願)	582	564	634	548
		(内 日本から)	11	12	6	9
		(内 PCTルート)	562	511	559	516
	意匠	全数	1,336	1,139	1,374	1,210
		(内 外国出願)	1,066	874	1,121	1,021
		(内 日本から)	12	20	14	9
	商標	全数	15,953	15,695	18,048	16,207
		(内 外国出願)	11,702	11,765	14,047	13,100
		(内 日本から)	354	371	412	332
	登録件数		2019年	2020年	2021年	2022年
	特許	全数	1,211	907	650	761
		(内 外国出願)	717	477	269	301
		(内 日本から)	17	10	3	2
		(内 PCTルート)	632	424	230	269
	意匠	全数	1,193	1,207	1,256	1,232
		(内 外国出願)	958	988	1,010	1,049
		(内 日本から)	13	20	11	13
	商標	全数	15,802	15,357	17,328	16,751
(内 外国出願)		12,509	12,304	14,021	14,199	
(内 日本から)		381	453	396	384	
出典: WIPO IP Statistics						

## ⑫ 組 織

<組織図> ノルウェー特許庁(NIPO)は、貿易産業省(Ministry of Trade and Industry)の下部組織である。



(出典): Annual Report

①国名	Norway (NO) (ノルウェー王国)	
特許制度	②最新特許法の施行年月日	2022年7月1日改正施行
	③地理的効力の範囲	ノルウェー王国内のみ
	④他国制度との関係	欧州特許条約(EPC)加盟国。 (注)Validationが必要である。 (注)ノルウェー王国は欧州特許条約(EPC)に加盟しているが、欧州連合(EU)の加盟国ではなく、欧州特許裁判所協定(UPCAgreement)も批准していない。
	⑤出願人資格	発明者及び承継人(自然人/法人) (特許法第1条)
	⑥現地代理人の必要性及び代理人の資格	必須ではない。代理人に関する特許規則の条文(特許規則第18条及び第19条)は削除されている。 ※ノルウェー産業財産庁のウェブサイトの情報は以下のとおりである。 (1) 外国出願人であっても代理人を使用する必要はない。 (2) ノルウェー産業財産庁から送達を受ける住所が必要である。 (3) 非居住者(ノルウェー個人番号を持たない者)であってもオンライン手続可能である。 (4) 場合によっては、ノルウェーに在住の代理人が必要となる。
	⑦出願言語	(1) 説明書、特許クレーム及び要約書は、ノルウェー語又は英語で作成されなければならない。別の言語である場合は、ノルウェー産業財産庁は、ノルウェー語又は英語への翻訳文を提出するよう出願人に求めることができる。 (2) 英語の場合、特許が付与されるためには、特許クレームのノルウェー語への翻訳文を提出しなければならない。 (特許法第21条、特許法施行規則第5条、第33a条)
	⑧特許権の存続期間及び起算日	出願日から20年。(特許法第40条) ※医薬品及び植物保護製品については、5年を限度として期間延長が可能である。 (特許法第62a条及び第62b条並びにEU規則469/2009及び1610/96)
	⑨新規性の判断基準	内外国公知公用、内外国刊行物 (特許法第2条)
	⑩グレースピリオド	有。次の2つのケースが規定されている。 (1) 出願人又は前任者に関する明らかな権利濫用の結果として、出願前6か月以内に発明が公開された場合 (2) 1928年11月22日にパリで署名された国際博覧会に関する条約に基づく、公の又は公に認められた国際博覧会において、出願人若しくは前任者が出願前6か月以内に発明を展示した場合 (特許法第2条)
	⑪非特許対象	(1) 何れかの技術分野内において産業上利用することができる発明に該当しないもの (2) 発見、科学理論及び数学的方法のみから構成されるもの (3) 美的創作物のみから構成されるもの (4) 精神的活動を遂行し、ゲームをし若しくは事業を遂行するための計画、規則若しくは方法又はコンピュータ・プログラムのみから構成されるもの (5) 情報の提示のみから構成されるもの (6) 植物又は動物の品種 (7) 植物又は動物を生産するための本質的に生物学的な方法 (8) 人間又は動物に施す外科的又は治療的処置の方法又は診断の方法 (9) その形成及び発達の様々な段階すべてにおける人体及びその要素の一についての単なる発見 (10) その商業的な実施が公序良俗に反することとなる発明、特に以下の発明 (a) ヒトをクローン化する方法 (b) ヒトの生殖細胞系列の遺伝子同一性を変更する方法 (c) ヒトの胚の工業又は商業目的での利用 (d) 動物の遺伝子的同一性を変更する方法であって、人間又は動物に対して実質的な医学上の利益を何らもたらさずことなしに動物に苦痛を引き起こすおそれのあるもの (特許法第1条、第1a条、第1b条)
	⑫実体審査の有無及び審査事項	有。 同一の出願人がノルウェー外で特許出願をした発明について出願がなされる場合は、出願人は、ノルウェー産業財産庁の請求があれば、新規性調査及び特許性について当該特許当局が提供した見解書についての情報を提供しなければならない。 (特許法第15条、特許規則第30条)
	⑬審査請求制度の有無	無。 ※審査請求制度ではないが、出願人は新規性調査の請求ができる。 (特許規則第29条)

①国名	Norway (NO) (ノルウェー王国)
⑭優先審査制度・早期審査制度の有無	有。ノルウェー産業財産庁は、出願人の請求があれば、他の特許機関が特許性があると宣言したクレームに関連する限り、優先的に当該出願を処理する。 (特許規則第30a条、第105a条) ※ノルウェー産業財産庁はGlobalPPH参加庁である。
⑮出願公開制度の有無	有。出願日(優先日)から18か月経過後に公開される。 ※早期公開制度がある。(特許法第22条)
⑯異議申立制度の有無	有。新規性及び実施可能要件について申立てることができる。 (特許規則第35条)
⑰無効審判制度の有無	(1) 何人も、特許付与日から9か月以内に異議申立をすることができるが、以下の例外がある。 (a) 公序良俗違反を根拠とする異議申立の期日は、特許付与日から3年である。 (b) 冒認についての異議申立は、特許を受ける権原を有すると主張する者のみができる。 (特許法第24条)  (2) 何人も、発明該当性及び特許適格性(特許法第1条)、新規性及び進歩性(特許法第2条)、又は実施可能要件(特許法第8条第2段落第3文～第5文)に違反することを理由として、特許の一部又は全部を無効するようノルウェー産業財産庁に請求することができる。冒認については裁判で争う。 (特許法第52b条、第52d条、第53条)
⑱実施義務	有。付与から3年以内、及び出願日から4年以内にノルウェーで特許が実施されない場合には、強制実施権設定の対象となる。 (特許法第45条)
⑲費用 単位 NOK (ノルウェー・クローネ)  1 NOK = 0.098 US\$ (2022年11月)	[出願から登録までに掛かる費用] 出願料 4,650 NOK 10を超える各クレームに対する追加料 250 NOK 特許付与手数料 1,200 NOK 14ページを超える各ページに対する追加料 250 NOK 10を超える各クレームに対する追加料 250 NOK  [特許権維持に掛かる費用] 1 年次 700 NOK      11 年次 3,500 NOK      21 年次以降 6,500 NOK 2 年次 700 NOK      12 年次 3,850 NOK 3 年次 700 NOK      13 年次 4,200 NOK 4 年次 1,350 NOK      14 年次 4,500 NOK 5 年次 1,650 NOK      15 年次 4,850 NOK 6 年次 2,000 NOK      16 年次 5,200 NOK 7 年次 2,200 NOK      17 年次 5,500 NOK 8 年次 2,550 NOK      18 年次 5,800 NOK 9 年次 2,850 NOK      19 年次 6,200 NOK 10 年次 3,200 NOK      20 年次 6,500 NOK
⑳料金減免措置の有無	有。個人または従業員20名以下の小企業に対して下記のような減額がある。 出願料 850 NOK
㉑PCTにおける国内料金減額措置の有無	無。

①国名	Norway (NO) (ノルウェー王国)	
意匠制度	②最新意匠法の施行年月日	2022年5月24日改正施行
	③地理的効力の範囲	ノルウェー王国内のみ
	④他国制度との関係	ハーグ条約締約国
	⑤出願人資格	創作者又は承継人(自然人/法人) (意匠法第1条)
	⑥現地代理人の必要性及び代理人の資格	<p>必須とする規定は存在しない。</p> <p>※ノルウェー産業財産庁のウェブサイトの情報は以下のとおりである。</p> <p>(1) 外国出願人であっても代理人を使用する必要はない。</p> <p>(2) ノルウェー産業財産庁から送達を受ける住所が必要である。</p> <p>(3) 非居住者(ノルウェー個人番号を持たない者)であってもオンライン手続可能である。</p> <p>(4) 場合によっては、ノルウェーに在住の代理人が必要となる。</p>
	⑦出願言語	<p>(1) 願書はノルウェー語で作成されなければならない。</p> <p>(2) 添付書類その他の出願関係書類は、ノルウェー語、オランダ語、スウェーデン語又は英語で作成されなければならない。</p> <p>(3) (1)(2)以外の言語で作成されている場合は、ノルウェー産業財産庁は、翻訳文を同庁の定める期限内に提出するよう要求することができる。</p> <p>(意匠規則第2条)</p>
	⑧意匠権の存続期間及び起算日	<p>出願日から5年。5年毎に4回、最大25年まで延長できる。</p> <p>ただし、スペアパーツに関する意匠の場合は、5年。</p> <p>(意匠法第23条)</p>
	⑨新規性の判断基準	欧州経済領域内公知公用、欧州経済領域内刊行物 (意匠法第3条、第5条)
	⑩グレースピリット	<p>有。次の4つのケースが規定されている。</p> <p>(1) 創作者又はその権原承継人による出願日又は優先日前12か月内の展示</p> <p>(2) 創作者又はその権原承継人からの情報提供又はそれらの者の行為に基づいて意匠を公衆に利用可能とするその他の者による出願日又は優先日前12か月内の展示による開示。</p> <p>(3) 創作者又はその権原承継人との関係での濫用の結果による出願日又は優先日前12か月内の展示による開示。</p> <p>(以上意匠法第6条)</p> <p>(4) 公の、又は公認の内外国における博覧会における6か月以内の展示による開示。出願日が遡及する。(意匠法第16条)</p>
	⑪不登録対象	<p>(1) 意匠法第2条の意匠の定義(製品自体又はその装飾の特徴、特にそれらの線、輪郭、色、形状、織り方又は素材から生じる製品又はその一部分の外観)に該当しないもの(意匠法第17条)</p> <p>(2) 公共の秩序又は一般に認められた道徳原理に反しているもの</p> <p>(3) 刑法第328条第1段落(4)又は第2段落の適用対象となる紋章その他の記章、旗章又は当該意匠が使用される製品と同一若しくは類似する種類の製品に対する公の監督又は証明を示す標章又はこのような表象、旗章若しくは標章と認識されるおそれがあるものを、許可なく、含んでいるもの</p> <p>(4) 商標、商号又はその他の標識についての、ノルウェーでの他人の権利を侵害する意匠</p> <p>(5) 著作権法に基づいて保護される著作物又は写真についての、ノルウェーでの他人の権利を侵害する意匠</p> <p>(6) 農産物等の品質管理に関する1932年6月17日法律No.6又は食料品の生産及び食品の安全性等に関する2003年12月19日法律No.124による規制の下に保護される農産物及び食品に対する原産地の地理的表示又は原産地呼称についての、ノルウェーでの他人の権利を侵害する意匠</p> <p>(以上意匠法第7条)</p> <p>(7) 専らその製品の技術的機能によって必然的に決められている外観</p> <p>(8) その製品を、他の製品に機械的に連結すること又は他の製品の中、周囲若しくはそれに接して設置することを可能にし、何れの製品もその機能を遂行することができるようにするために、正確な形状及び寸法で複製することが必要とされている外観</p> <p>(以上意匠法第8条)</p>
	⑫実体審査の有無	<p>(1) 以下の事項について審査される。(意匠法第17条)</p> <p>(a) 方式要件 (意匠法第13条～第15条)</p> <p>(b) 意匠の定義に該当するか (意匠法第2条1.)</p> <p>(c) 公共に反しないか (意匠法第7条第1段落)</p>

①国名	Norway (NO) (ノルウェー王国)	
		(2) さらに、出願人の請求により、以下の補充審査が行われる。(意匠規則第14条) (a) 新規性及び独自性 (意匠法第3条～第5条) (b) 先願意匠 (意匠法第7条第2段落) (c) 技術的機能により必然的に決められている意匠 (意匠法第8条) (d) ノルウェー知的財産庁が認識した意匠の保護に関して重要であるその他の事項 (意匠規則第14条)
	⑬審査請求制度の有無	無。 ※審査請求制度ではないが、出願人は、補充審査を請求することができる。
	⑭優先審査制度・早期審査制度の有無	無。
	⑮部分意匠制度の有無	有。 (意匠法第2条1)
	⑯関連意匠制度の有無	無。
	⑰「組物」の意匠制度の有無	有。条文化されていないが、例えば、カトラリー類について登録例がある。 (登録番号: 079073)
	⑱意匠分類	国際分類(ロカルノ分類)を採用している。 (意匠法施行規則第4条)
	⑲出願公開制度の有無	有。出願日(優先日)から6か月が経過したときは、公開される。 ※出願人が求める場合、意匠の外観を示す書類が早期公開される。 ※登録された場合、何人も閲覧請求可能となる。 (意匠法第21条)
	⑳秘密意匠制度の有無	有。出願人は、出願日から6月以内又は優先権が主張されていれば優先日から6月以内の期間で、登録の繰延べを出願時に請求することができる。 (意匠法第18条)
	㉑異議申立制度の有無	有。ノルウェー知的財産庁が意匠の登録前に出願処理にとって意義のある異議申立を受けた場合は、同庁は、この旨を出願人に通知する。
	㉒無効審判制度の有無	有。以下の場合を除き何人も、登録期間中に行政審理を請求することができる。 (1) 冒認の場合は、意匠権を主張する者のみが請求できる。 (2) 先願意匠(意匠法第7条第2段落)の場合は、先願の意匠権者のみが請求できる。 (3) 商標権など(意匠法第7条第3段落)の場合は、その権利者のみが請求できる。 (4) 紋章など(意匠法第7条第1段落2)の場合は、所轄省庁又は影響を被る者若しくは組織 (意匠法第25条、第26条)
	㉓登録表示義務	無。
	㉔費用 単位 NOK (ノルウェー・クローネ)  1 NOK = 0.098 US\$ (2022年11月)	[出願から登録までに掛かる費用] 出願料 基本手数料 1,900 NOK 複数意匠登録手数料、1超の各意匠につき 1,300 NOK 補充調査手数料、各意匠につき 900 NOK  [意匠権の維持に掛かる費用] 存続期間更新料 1 回目の更新料 2,900 NOK 2 回目の更新料 3,500 NOK 3 回目の更新料 4,100 NOK 4 回目の更新料 5,000 NOK 複数意匠登録手数料、1超の各意匠につき 1,300 NOK
	㉕料金減免措置の有無	無。

①国名	Norway (NO) (ノルウェー王国)	
商標制度	②最新商標法の施行年月日	2022年3月28日改正施行
	③地理的効力の範囲	ノルウェー王国内のみ
	④他国制度との関係	マドリッド・プロトコル締約国
	⑤商標法の保護対象	商品、役務、団体商標、証明(保障)商標 (商標法第1条)
	⑥商標の種類	<p>一事業の商品又は役務を別の事業のものとして識別することができる標識 (商標法第2条)</p> <p>※商標法第2条には、スローガンを含む語及び語の組合せ、名称、文字、数字、図及び絵又は商品の形状、それらの外装若しくはそれらの包装から成るものが例示されている。</p> <p>※ノルウェー産業財産庁のウェブサイトでは、以下のものが例示されている。</p> <p>(1) 用語商標 (2) 図形商標 (3) 複合商標(用語と図形) (4) スローガン(複数の用語からなるもの) (5) その他の商標(立体商標、色の商標、音の商標、動きの商標、位置商標など)</p> <p>※上記「(5) その他の商標」では、「EUIPOで他の例を見る」としてEUIPOにおける商標の例(パターン商標、マルチメディア商標、ホログラム商標など)へのリンクが掲載されている。</p>
	⑦出願人資格	自然人、法人 (商標法第1条)
	⑧権利付与の原則	先願主義(商標法第20条) ※先願主義が原則であるが、商標法第1章第7条には、著名商標及び周知商標について、使用による排他的権利の獲得が規定されている。(商標法第3条)
	⑨本国登録要件	有。ノルウェーで事業をしておらず、かつパリ条約又はWTOの加盟国の何れにも居住していない出願人は、出願人の本国での登録証明書を提出しなければならない。 ※本国登録要件を課していない国との間では、この要件は課されない。 (商標法第78条)
	⑩現地代理人の必要性及び代理人の資格	<p>必須とする規定は存在しない。</p> <p>※ノルウェー産業財産庁のウェブサイトの情報は以下のとおりである。</p> <p>(1) 外国出願人であっても代理人を使用する必要はない。 (2) ノルウェー産業財産庁から送達を受ける住所が必要である。 (3) 非居住者(ノルウェー個人番号を持たない者)であってもオンライン手続可能である。 (4) 場合によっては、ノルウェーに在住の代理人が必要となる。</p>
	⑪出願言語	<p>(1) 願書、団体商標の使用規約(商標規則第4条)及び商品リストは、ノルウェー語で作成する必要がある。 (2) その他の書類は、ノルウェー語、デンマーク語、スウェーデン語又は英語で作成する必要がある。 (3) (1)(2)以外の言語で作成されている場合は、ノルウェー産業財産庁は、翻訳文を同庁の定める期限内に提出するよう要求することができる。 (商業規則第6条)</p>
	⑫商標権の存続期間及び起算日	出願日から10年。10年ごとに更新できる。 (商標法第32条)
	⑬グレースピリオド	有。条約に定める国際博覧会の展示から6か月以内。 ※展示日に出願したものとみなされる。 (商標法第19条)
	⑭不登録対象	<p>(1) 商標法第2条の商標の定義(一事業の商品又は役務を別の事業のものとして識別することができる標識)に該当しないもの (2) 関連する商品又は役務に係る標識として識別性を有さないもの (3) もっぱら、又は重要でない変更若しくは追加により以下に該当する標識又は表示 (a) 商品若しくは役務の種類、品質、数量、意図された用途、価額若しくは地理的産地、商品の生産時期若しくは役務の提供時期又は商品若しくは役務に係るその他の特徴を示すもの (b) 通常の言語用法又は誠実な、確立した事業慣習に従って商品若しくは役務の慣習的呼称を構成するもの (以上商標法第14条)</p>

①国名	Norway (NO) (ノルウェー王国)	
		<p>(4) 法律若しくは公の秩序に反するとき、又は反則を犯すおそれがある商標</p> <p>(5) 商品又は役務の性質、品質又は原産地に関して、誤認を生じさせるおそれがある商標</p> <p>(6) ノルウェー刑法第328条第1項第4号又は第2項が対象とする紋章若しくは別の標識、国旗又は標識若しくは国旗として理解されるおそれのあるものを許可なく含む商標</p> <p>(7) ぶどう酒及び蒸留酒について、原産地表示として理解されるおそれのあるものから成るか又はそれを含み、当該商品の原産地がその表示に従ったものでない商標(意匠商標法第15条)</p> <p>(8) 以下の何れかに該当し、関係する権利者の同意がない商標</p> <p>(a) その使用が、商標、事業名称その他の事業標識についてのノルウェーにおける他人の権利を侵害することになる商標</p> <p>(b) 出願人より前に別の者が商品又はサービスの識別標識として使用を開始し、なお使用している商標、事業名称その他の事業標識と混同されるおそれがあり、かつ登録出願が商工業事項における誠実な慣行に反して提出されたときとみなされるような方法でなされたときに、出願人がこの使用に気付いた場合の商標</p> <p>(c) 他人の名称、芸名又は肖像として認識されるおそれのあるものを含む商標</p> <p>(d) 他人の保護された創造作品若しくは知的作品の識別題名として認識されるおそれのあるものを含む商標、又は創造作品、知的作品、写真若しくは意匠についてのノルウェーにおける他人の権利を侵害する商標</p> <p>(e) 1932年6月17日の農産品等の品質管理に関する法律No.6又は2003年12月19日の食品及び食品安全性等に関する法律No.124により規則において保護された呼称のノルウェーにおける他人の権利を侵害する商標(以上商標法第16条)</p> <p>(9) 出願された商標の登録の支障となる登録商標又は登録出願がある商標(商標法第20条)</p>
⑮防護標章制度の有無	無。	
⑯周知商標制度の有無	有。	(商標法第4条)
⑰一出願多区分制度の有無	有。	(商標施行規則第10条)
⑱実体審査の有無及び審査事項	有。	(商標法第20条)
⑲審査請求制度の有無	無。	
⑳優先審査制度・早期審査制度の有無	無。	
㉑出願公開制度の有無	有。何人も、別段の規定がない限り、出願日以降、附属書及び事案に関連するすべての書類を含む出願書類の閲覧を要求することができる。(商標法第25条)	
㉒異議申立制度の有無	無。	
㉓無効審判制度の有無	有。	<p>(1) 商標登録が公告されたときは、何人も登録の公告日から3か月以内に異議申立を行うことができる。(商標法第26条)</p> <p>(2) 利害関係人又は商標所有者は、無効審判を請求することができる。(商標法第35条、第36条、第38条及び第39条)</p>
㉔不使用取消制度の有無	有。5年。登録日から5年以内の不使用、又は継続して5年以上の不使用は、不使用取消の対象となる。(商標法第37条)	
㉕商標分類	国際分類(ニース分類)を採用している。	
㉖図形要素の分類	無。	
㉗譲渡要件	無。商標権は、営業権とは関係なく、譲渡することができる。(商標法第53条)	
㉘費用 単位 NOK	[出願から登録までに掛かる費用] 商標出願料 基本手数料(3クラスまで)	2,900 NOK

①国名	Norway (NO) (ノルウェー王国)	
(ノルウェー・クローネ)  1 NOK = 0.098 US\$ (2022年11月)	3クラスを超える追加手数料	750 NOK
	団体商標出願料	
	基本手数料(3クラスまで)	4,000 NOK
	3クラスを超える追加手数料	1,650 NOK
	[商標権の維持に掛かる費用]	
	商標更新料	
	基本手数料	2,600 NOK
	3クラスを超える追加手数料	1,000 NOK
	団体商標更新料	
	基本手数料	5,150 NOK
	3クラスを超える追加手数料	2,100 NOK
⑳料金減免措置の有無	無。	